

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年6月16日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）のうち、
都市民生委員会所管分
- 2) 議案第34号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第35号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘 健康福祉部長	一ノ瀬 元 章 社会福祉課長
鈴 木 尚 美 児童保育課長	

事務局職員出席者

岡 田 光 弘 総務課長

午前 9時30分 開 会

○中島直樹委員長 ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システム登録の日程によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ご異議なしと認めます。

ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 改めまして皆さん、おはようございます。健康福祉部長の須永と申します。

本会議は大変お世話になり、ありがとうございました。

本日は、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）の健康福祉部所管部分、それから議案第34号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、さらに議案第35号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上の3議案の審査をどうぞよろしく願いいたします。

次に、本日議案説明のため出席しております課長を紹介させていただきます。

社会福祉課長の一ノ瀬でございます。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 一ノ瀬です。よろしく願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 児童保育課長の鈴木でございます。

○鈴木尚美児童保育課長 鈴木と申します。よろしく願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第

2号)【別冊2】のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。お願いします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 改めまして、社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

まず、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書、別冊2の5ページになります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、こちらの自立支援給付費等事業について説明申し上げます。

第12節委託料157万9,000円は障がい者自立支援給付システムの改修委託料となります。

内容としましては、サービス事業所への報酬請求に関し、国のコード設定により、一部支払額に過不足が生じており、これを国が修正することに合わせまして、当市のシステムも改修し、給付事業を適正化するものになります。

なお財源としては、国の障がい者自立支援給付支払等システム事業補助金となっております。

続きまして、次に第3項生活保護費、第1目生活保護総務費、生活保護総務一般経費について説明いたします。

第12節委託料、生活保護システム等改修委託料251万5,000円ですが、こちらは生活保護制度の改正等に伴いましてシステム改修を行うものです。

改正の内容としましては、生活保護の生活扶助費給付、それから中国残留邦人等支援給付におきまして、現在1人当たり月1,000円と設定されている特例加算が、令和7年10月から1,500円に変更されること、また、国に報告しております生活保護の調査につきまして、国が調査項目を変更することに合わせてシステムを改修するものです。

なお、財源としては国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 それぞれどれくらいかかる修正内容なのかという、システムの改修ってどれくらいかかるような内容なのかお伺いたします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、自立支援給付システムにつきましては、訪問計画事業所が報酬請求に使用するサービスコード、こちら国のほう告示している区分があるんですが、これは一部誤りがあったということで、こちらを改修することになっております。

○柳沢 暁委員 期間がどれぐらい修正が時間かかるのかなという。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 期間につきましては、こちらの事前に指定事業者と相談はしておりまして、こちら議決後、早急に行いまして、数週間程度で行わせていただくような形となります。

生活保護システムのほうにつきましても、これからの10月の、給付費用の変更となりますので、それに合わせて行うような形となっております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 生活保護のほうは10月からということなんですけれども、十分間に合う内容ということなんですかね。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらは十分間に合うような形となっております、これまでも給付費等の変更があった場合はこのようなスケジュールで行なっておりますので、今回も大丈夫かと考えております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 結構修正自体はそんなに大変な修正じゃない、比較的簡単な修正だと思うんですけども、結構金額が高額なんですけども、妥当性というのはどう考えていますか。この、結構近隣と比べたり、ほかの自治体と比べてもこれぐらいが妥当なのかどうかというの、どうなんですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 金額につきましては、行田市とほかの市の予算とも比べておりまして、それと比べても同程度の改修費となっております。

また、これまでも何回か改修があったんですけども、そこと比べましても特にこれだけ高いというふうには考えておりませんので、妥当なのかというふうにはこちらとしては考

えております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 2点ほど教えてほしいんですけども、今回、生活保護システム改修のほうでなんですけど、国の統計調査の調査項目が変更になるということで、どの辺が変更になるのかというのが分かれば教えていただきたいのと、あと物価高対策でシステム改修費で生活保護システム改修費と中国残留邦人支援給付システム改修費で2本立てでなっていて、中国残留邦人の方のシステム改修は国のほうが10分の10で、国のほうで補助して改修するということですが、羽生市内に何名くらいいるのか教えていただきたいと思います。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、生活保護システムの改修のほうの調査の項目についてなんですけど、まず、こちらの調査項目に介護療養型医療施設に入っている人の方のデータを入れるところがあるんですけど、この制度のほうは既に制度廃止になっておりまして、この項目がそのまま残ってましたので国のほうでこれを削除するというところと、あと、各調査項目についてエラーチェックがそのシステムの中に入っているんですけど、そのプログラムを修正してエラーチェックを強化するというふうな内容となっております。

それから、中国在留邦人の羽生に今どれくらいいるのかということなんですけど、今現在2世帯2名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。確かに先ほど柳沢委員がおっしゃったとおり、そんなに修正箇所がないのにこんなに予算がかかるのかなというのが正直疑問なところもあるんですけど、ほかの自治体も同程度ということで、でもしようがないですね。

手を挙げて申し訳ないです、意見言っちゃった感じですみません。分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 賛成全員です。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時40分 休憩

午前 9時42分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木です。本日はよろしくお願いいたします。

では、恐縮ですが着座にて説明させていただきます。

議案第34号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める条例について所要の改正を行うため、案文のとおり改めようとするものです。

改正の主な内容については3点です。

1点目は、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定や相談、助言などの保育内容の支援に係る連携施設の確保が困難な場合、連携先として小規模保育事業者及

び事業所内保育事業者を追加するものです。

2点目は、保育従事者が病気や休暇などにより保育を提供することができない場合の代替保育施設に係る連携施設の確保が困難な場合、連携施設を確保しないこととするものです。

3点目は、当該事業の卒園に対して、保護者の希望に基づき、必要な教育または保育が継続的に提供される連携施設を確保しないことができる経過措置期間を15年に延長するものです。

そのほか、改正に伴う引用条文の整理や所要の改正を行うものです。

なお、羽生市には該当施設はございませんが、今後新たに事業所が設置されるようなことがあった場合に必要となるため、国の法改正のタイミングで改正を行うものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対して、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 お伺いしたいんですが、家庭的保育事業というのは少人数制の保育園と申しますか、定員が例えば10名とか6名とか、家庭的ですから総じて6名ぐらいの単位ではなかろうかと思うんですが、私が思うに、今後こういう事業所が羽生市内に運営されているということ考えた中で条例の改正ということですが、この家庭的保育事業、もう少し具体的に説明していただけますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 家庭的保育事業の概要につきましては、定員5名以内の少人数の保育を行う事業となっております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ほかに。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時48分 開議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 議案第35号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の規定により、市は国が定める基準を踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が従うべき運営に関する基準を条例で定めることとされております。このことから、国の基準の一部改正に伴い、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行おうとするものです。

改正点につきましては、議案第34号と同様になります。

簡単ではございますが、以上で議案第35号の説明を終わります。

○中島直樹委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 議案第34号と今類似しているということなのですが、もう少し特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営という、ここの具体的な中身の説明をお願いできればと思いますが。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 特定教育・保育施設につきましては、保育所・認定こども園等がこちらの施設に当たります。

今回の改正に伴う内容としましては、地域型保育事業者の改正の内容となっております。こちらの特定地域型保育事業者というところが家庭的保育事業、小規模保育、事業所内保育等が該当となっております。

先ほどの家庭的保育事業をご説明させていただきましたが、こちらについては定員が5名以内の少人数の保育、小規模保育事業につきましては定員6名から19名の少人数で保育を行う保育事業となっております。また事業所内保育事業につきましては事業主が事業所内で働く従業員の子どもに加えて地域の子どもも保育する場合に事業所内保育事業として該当になります。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 その地域型保育事業というのは2つあるということですか。

細かく分類すると2つに分かれる。

1つは議案第34号に準ずるもの、もう1つは一般のといえますか、保育を要する児童、一般家庭からの子と、もう1つはそこで従事している職員の子ども。

分からなかったことは、定員6名から19名という説明があったんですけども、もう少し詳しく説明していただくと納得がいくんですが。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 小規模保育事業は、定員が6名から19名までの施設を指します。年齢はゼロ歳から2歳までのお子さんを保育する事業になります。

ほかに、事業所内保育事業として、企業が主に従業員の子どもをお預かりする施設になります。こちらも対象としてはゼロ歳から2歳までのお子さんをお預かりしております。

以上です。

○丑久保恒行委員 分かりました。ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

昆委員。

○昆 佳子委員 先日の議会の中で斎藤万紀子議員が質問されていて、そのご答弁の中で事業所内保育事業が市内3か所あるけれども、ほかの地域のお子さんたちは預かれないというお話があったかと思うんですけれども、羽生市内の事業所内の事業保育をやっているところはこの3か所以外にあるのかということと、あと、ほかの事業所内保育以外の小規模の保育だったり、登録がないということなんですけれども、羽生市内でたとえば必要としている方たちというのはどれくらいというか、数では表せないと思うんですけれども、必要性があるかどうか、待機児童も羽生市内にいらっしゃるのかということをお聞きしたいんですけれども。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 事業所内保育所につきましては、羽生市内に無認可の施設として3か所ございます。曙ブレーキと羽生総合病院とヤクルト販売の3社になります。

こちらは事業所内なので従業員のお子さんを主にお預かりをしております、地域のお子さんをお預かりしていませんので、無認可施設のため、対象としておりません。

2点目になりますが、待機児童ですが、4月1日現在の待機児童はおりません。

5月以降、年度途中入所についてはお待ちいただいている方はいます。

ただ、待機児童としてカウントするところでは、4月1日現在を表示しておりますので、その時点では待機児童はいないということになります。

事業所内事業について3か所以外にございますかということのご質問については、こちらで把握している限りでは、ないと申し上げます。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 地域型保育事業は2つに分類される。1つは小規模保育事業、もう1つが事業所内保育事業。

小規模保育事業については定員が6名から19名。

事業所内保育事業の定員は何名なんですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 事業所内保育事業については、定員の縛りはございませんで、認可を受ける基準に沿った設備を有している場合の人数でお受けをいただけるということになっております。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○丑久保恒行委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 閉会